



定期的に点検・清掃を!

受水槽や高置水槽の管理は、建物の管理者(所有者)の責任です!

貯水槽水道(受水槽や高置水槽のある建物)を使用している場合、貯水槽以降の水質の管理は、建物の所有者または管理者が行うことになっています。

安全でおいしい水道水を配水管からお届けしても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲むことができません。管理が不適切な場合が見受けられますので、十分な衛生管理をお願いします。



貯水槽水道

タンク容量10m³を超える

簡易専用水道

水道法により清掃及び検査が義務付けられています(下記管理基準参照) 検査、指導等は福祉保健所が行っているため、各種届出、報告が必要となります。

タンク容量10m³以下

小規模貯水槽水道

簡易専用水道に準じて管理するよう努めなければなりません(西原町給水条例) 設置者と利用者が同一の戸建住宅(一般家庭)は、管理基準の対象外ですが適正な管理を心がけてください。

管理基準

1 貯水槽の清掃

1年に1回、定期的に貯水槽(タンク)の清掃を行い、清掃時に水槽内の破損や劣化の点検を行います。

2 貯水槽の点検

有害物、汚水等に汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的に点検を行います。

3 水質検査の実施

1年に1回以上、定期的に水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する水質の検査を行います。

4 給水停止及び利用者への周知

供給する水が人の健康を害するおそれがあるとわかった時はただちに給水を停止し、その水を使用する事が危険であることを関係者に周知して下さい。

※貯水槽清掃業、同水質検査業の登録業者については南部福祉保健所(☎889-6799)または上下水道課へお問合せください。

第62回水道週間 令和2年度水道週間スローガン 「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」

毎年6月1日～7日は「水道週間」です。水道利用者の理解と関心を深めるため、本町でも下記行事を予定しております。

節水パレード 6月1日(月) 14時～(西原町管工事協同組合と共催で車両による広報パレード)

お問い合わせ 建設部 上下水道課 給水係 ☎098-945-4934

農地の利用状況調査を行います

農業委員会では、6月から農地利用状況調査を行う予定です。調査の結果、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の所有者に対して「利用意向調査」を実施し、農地の利用確認を行います。

右記の事例に該当する場合、「農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告」を行います。なお、勧告が行われると、**勧告の対象となった農地の固定資産税が増額する**可能性があります。また、**勧告にも応じなかった場合には、県知事の裁定によって当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される**可能性があります。

農業委員会は、遊休農地の発生防止とすみやかな解消に取り組んでいます。文書が届いていない方でも、農地の管理について不安や疑問等がある場合はご相談ください。

お問い合わせ 西原町農業委員会 ☎098-945-5281

事例

- ①令和元年11月に送付された利用意向調査(文書)について回答がない →まだ回答していない方は、**早急**に回答してください。
- ②「自ら耕作します」と回答しているが、**農業上の利用の増進が図られていない** →**早急**に耕作を再開してください。
- ③「自ら権利の設定もしくは移転を行う」と回答しているが、**行われていない** →農業委員会で許可申請を行う必要があります。**早急**に手続きをしてください。
- ④農地を有効に利用すると認められない回答をした →勧告の対象となります。自ら耕作されるか、**6月中**に農業委員会と協議を行ってください。



令和2年4月30日現在 人口:(男)17,863人 (女)17,533人 (男女計)35,396人 世帯数:14,871世帯

西原町シルバー人材センター会員募集

対象者 西原町内に居住する健康で働く意欲のある60歳以上の方

入会説明会 毎月第4金曜日(その日が祝日の場合は前の日に実施) 14時～(西原町シルバー人材センター事務局にて)

仕事内容 大工・左官・溶接・運転手などの技能分野職種、草刈・屋内外清掃・施設管理等の軽作業、女性を中心にした家事援助作業など

講習会 草刈機操作等の講習会も実施しています。詳細は下記までお気軽にお問合せください。

問 (公社)西原町シルバー人材センター ☎(944)1699

令和元年度下半年 西原町財政事情書の公表について

令和2年3月31日現在の西原町の予算執行状況、保有財産、町債償還状況等を町HPにて公表していますのでご覧ください。【HPトップ→財政→財政事情書→令和元年度】

問 企画財政課 財政係 ☎(945)4533

那覇広域都市計画の変更案に係る 公告縦覧について

都市計画法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。なお、当該地区計画の案について住民及び利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに西原町長に意見を提出することができます。

- ◆都市計画の種類及び名称 那覇広域都市計画地区計画(嘉手苺地区)
- ◆都市計画を変更する土地の位置及び区域 西原町字嘉手苺及び字小橋川の一部
- ◆縦覧期間 6月16日(火)～6月30日(火)(土・日曜日、慰霊の日を除く) 9時～17時(正午から13時までを除く)
- ◆意見書の提出について 意見を述べようとする者は、6月30日(火)17時までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、電話番号を記載した意見書を町長に提出すること。
- ◆縦覧及び意見書提出の場所 西原町役場2階 建設部 都市整備課

問 建設部 都市整備課 都市計画係 ☎(945)4496

横断者の交通死亡事故をなくそう!

西原町内で交通死亡事故が発生しています。

歩行者は、

- 歩道を歩きましょう。道路を横断するときは信号を守り、必ず横断歩道を渡りましょう。
- 道路を渡る時は、必ず左右の安全確認、横断中も車が近づいていないか注意して渡りましょう。

運転者は、

- 交差点では、徐行、一時停止、左右の安全確認をしましょう。
- 一瞬の気の緩みが重大事故を招きます。ハンドルを握るときは、常に安全運転を心がけましょう!

地域住民の力で交通事故をなくし、「安全で安心」して暮らせるまちづくりを目指しましょう!

問 生活環境安全課 生活安全係 ☎(945)5018

東部消防署より災害出動体制のお知らせ

東部消防署(分署含む)には、様々な災害に対応するため、特殊な車両が多数配備されております。東部消防本部では、あらゆる災害に対し迅速かつ確かな対応ができるよう、総合的な判断により出動隊の編成などについて事前に取り組み、計画的な運用を実施しています。

出動隊の編成などの確認は、東部消防組合ホームページを確認するかまたはお気軽に下記までお問合せください。

問 東部消防本部 総務課 ☎(945)2200

農業者年金について

国民年金の第1号被保険者で60歳未満、年間60日以上農業に従事している方は、だれでも加入できます。詳細は農業者年金基金のホームページをご覧ください。

問 農業委員会 ☎(945)5281 JAおきなわ西原支店 ☎(945)5225



訪問 泊まり 通い

西原町初小規模多機能型居宅介護事業所 (にしはる) (福)乙羽会 グリーンハウス西原

建設地:西原町字小那覇218番地

R2年度開設予定 開設準備室 ☎944-3266

・ケトン食・薬膳食 準備室 室長 外間千賀子

▶ 相談応じます。 西原町字翁長 562-1 102号

高齢者活躍人材確保育成事業

働く意欲のある高齢者・企業の皆様

シルバー人材センターではこれからも「高齢者セミナー」「企業向けセミナー」「技能講習」「就業体験」を実施致します!

(公社)沖縄県シルバー人材センター連合 沖縄県浦添市伊祖1-33-1 (098)871-0330

昔ながらの 甕仕込みの蔵

(株)石川酒造場

西原町字小那覇1438-1 098-945-3515

